入札監理小委員会 第380回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第380回 入札監理小委員会議事次第

日 時:平成27年9月29日(火)16:51~17:30

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議事

- 1. 実施要項(案)の審議
 - ○東京港湾合同庁舎等の管理・運営業務(財務省)
- 2. 事業評価(案)の審議
 - ○環境保全普及推進事業 (環境省)
- 3. その他

〈出席者〉

(委 員)

稲生副主査、石村専門委員、清水専門委員

(財務省東京税関)

総務部会計課 土田課長、落合課長補佐、内野主任 総務部会計課庁務係 髙橋係長 総務部会計課営繕係 釜塚係長

(環境省)

大臣官房政策評価広報課広報室 稲玉室長補佐 大臣官房政策評価広報課広報室 甲斐係員

(事務局)

新田参事官、澤井参事官

○稲生副主査 ただいまから第380回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は「東京港湾合同庁舎等の管理・運営業務」の実施要項(案)についての審議。「環境保全普及推進事業」の実施状況及び事業評価(案)についての審議を行います。

最初に「東京港湾合同庁舎等の管理・運営業務」の実施要項(案)について審議を行います。

最初に、実施要項(案)につきまして、財務省東京税関総務部会計課土田課長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしくお願いいたします。

○土田課長 承知しました。

改めまして、今、御紹介いただきました、東京税関総務部会計課長の土田と申します。 本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは早速ですが、説明させていただきます。

東京港湾合同庁舎等の施設管理・設備運営業務、本業務と呼ばせていただきますが、これにつきましては、東京港湾合同庁舎、芝浦出張所、青海コンテナ検査センター、城南島コンテナ検査センターの4施設を対象としまして、現在、平成23年4月から5カ年契約で市場化テストを実施しておりました。業務内容としましては、主に設備の点検・保守業務、清掃業務、警備業務、植栽管理業務となっております。その実施状況につきましては、先般の監理委員会で評価及び審議をいただきました結果、引き続き平成28年度からも継続プロセスへの移行ということで、5カ年契約の市場化テストを実施する運びとなった次第でございます。

本事業につきましては、前回といいますか、一度、市場化テストを実施した上での継続 プロセスということでありますので、本委員会においては、現状から変更する箇所を中心 に御説明させていただければと存じます。

平成28年度からの市場化テストにつきましては、対象施設を2つ追加しまして、6施設で実施したいと考えております。資料の右肩に書いてありますが、資料A-2の入札実施要項の1ページ目に書いてございますが「(1) 対象施設の概要」のところに①から⑥まで書いてあるのですけれども、現状では、そこに書いてあります「① 東京港湾合同庁舎」と「② 東京税関芝浦出張所」。「⑤ 青海コンテナ検査センター」。「⑥ 城南島コンテナ検査センター」の4施設を対象としておりますが、ここに「③ 東京税関大井出張所」と「④ 東京税関晴海庁舎」の2つの施設を追加したいと考えております。

位置的には、厚い資料の下に3枚ほどあります中に【参考位置図】という地図をつけさせていただいております。東京港の中、港頭地区に各建物がありますけれども、この絵の中で右上の赤い枠組みに「晴海庁舎(追加)」と書いてあります。これと、左側真ん中の「大井出張所(追加)」というところを追加しようと考えているところでございます。この追加する2つの施設とも、当初、平成23年度からの市場化テストに含める方向で調整されておりましたが、大規模な工事等がある関係で対象施設にすることを見送らせていただいたものであります。

施設ごとにその経緯を御説明させていただきますと、大井出張所につきましては、国交

省主導のもと、PFI事業による建て替え計画がございまして、その事業があったのですけれども、一旦凍結されることとなったということで、一度は市場化テスト事業に盛り込む方向で調整されておりましたが、ただ、一方で、このPFI事業が再開される可能性もまだあったものでございまして、仮に本業務委託期間中に平成27年度までに再開することになれば、本業務委託期間中に大井出張所を除外することとなるというところから、その結果、落札業者に多大な負担を強いる可能性が高いと考えられましたことから、平成23年度からの契約においては、この事業委託から除外したという経緯がございます。ただ、その後、PFI事業による建て替えは実施されませんでしたけれども、別に耐震改修工事が実施されまして、それは平成26年度末に完了しているという状況になっております。

以上のことから、今後は平成28年度からの契約におきましては、大井出張所を除外する必要性はないということと、現行事業の施設と近距離にある。先ほどの位置図にもございますように、そんなに遠くにはないということです。また、現行事業の施設と比較して、施設の規模が著しく異なるものでもないということから、次の契約からは対象に含めることとしたいと考えているところでございます。

晴海庁舎につきましては、平成22年6月末まで東京税関の晴海出張所として、通関業務を行っていたところなのですけれども、平成22年7月1日に出張所としての機構が廃止されました。その後、しばらくの間、全館無人の状態となっていたのですけれども、その状態で平成23年2月から7月までの間に耐震改修工事がこの庁舎でも実施されました。市場化テスト事業が開始される平成23年4月以降も当面の間、この無人の状態が継続されることであったために、平成23年度からの契約においては、業務委託から除外することとしたものとなっております。現在は、大井出張所と同様、耐震工事も完了しまして、平成23年8月から税関職員が勤務するという状況になりましたことから、来年度からの契約においては晴海庁舎を含めて考えております。大井出張所と同様に、現行事業の施設との距離はそんなに遠くないということ、また、現行事業の施設と比較して設備の規模が大きく異なるものではないということから、含めていきたいと考えているところでございます。

また、この2つの庁舎を追加しても、競争性が十分に確保されるのかという点がございますけれども、ただいま申し上げましたとおり、2つの施設とも現行施設と近距離にございまして、現行の仕様と比較して、特殊な業務が追加されるものではないことから問題はないと考えております。その点につきましては、今、委託しております事業者のアズビル株式会社というところなのですが、そこを含む複数の事業者にも一応この点をヒアリングしましたところ、この2つの施設が追加されても問題ないです、という回答を受けていただいているところでございます。

次に変更点といいますか、先般の委員会におきまして、御指摘を受けましたアンケート のとり方のところで御説明させていただきたいと思います。

実施要項の14ページをご覧いただければと思います。14ページの表の右側の「測定指標」のところにアンケートの取り方を書いておりますけれども、これと資料が3枚ばらばらに

なっているところのA4横の表で、右上に「参考資料」と書いてあるものです。「新旧対照表 (評価方法)」というものなのですけれども、これをご覧いただきながらと思いますが、アンケートの回収率ですけれども、現状の実施要項では明確な数値を設定しておりませんでしたが、評価の際には、最終的には全職員の5%に当たる職員から回収して評価をいたしました。しかしながら、先般の委員会において、もう少し回収率を上げた方がいいという御指摘をいただきましたことから、次回は10%以上という形で設定をしておるところでございます。その旨はここに書いてあるとおりでございます。

あと、アンケートの配布及び回収については、実施要項にも記載しておりますとおり、 東京税関の責任で実施をすると明記をさせていただいております。

評価方法についてですが、評価項目の選択肢としまして「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5項目を設定しておりますけれども、現状の実施要項では、満足及びほぼ満足に該当する回答の割合を集計して70%以上を目標値としておりました。しかしながらアンケートの結果、満足及びほぼ満足の割合が63%でして、目標の70%に満たないという結果でありました。先般の委員会におきまして、アンケートのとり方及び評価項目について例えばですけれども、アンケートの選択肢に「普通」を入れてしまうと、回答がそこに集中する傾向があるので、そこは検討したほうがよいのではないですかといったことなどのいろいろな御指摘や、アドバイスをいただいたという経緯がございます。そこで、次回の実施要項では30ページにアンケートを載せておりますけれども、その様式で「不満」及び「やや不満」に該当する回答の割合を集計することとしまして、目標値をアンケート全体で20%未満、アンケートの各項目、清掃、施設管理、警備、大きく3つの項目に分けておりますけれども、その各項目単位でそれぞれ30%未満という形で設定しております。

また、先般のアンケートを分析しましたところ「満足」「ほぼ満足」と、回答しなかった理由の一つとして、空調、いわゆる室内温度の設定というところがございましたけれども、それにつきましては、なかなか職員の意向を組み取れなかった部分があると認識しているところなのですが、一方で国として光熱費のコスト削減、あるいは省エネの取り組みを推進しているところで、なかなか快適さを追及しきれないところもあるのかなと考えております。そういった中で、現状の市場化テストのアンケート結果を踏まえて、満足度を指標とすることは難しいと考えておりまして、そのようなことから先般の委員会でも評価方法の一つとして皆様から御提案いただきました、不満足度を指標にするというやり方を今回とらせていただくように考えております。

パブリックコメントにつきまして御説明させていただきます。意見招請及びパブリックコメントにおきまして、本事業への意見書の提出が1件ございました。お手元の資料のA-3と書いてあるものでございますが、1枚のA4横表になります。

入札実施要項(案)の中では別添1の「従来の実施方法」。これは、厚い資料のA-2の55ページに記載しておるところなのですが、エネルギー管理業務につきまして、資格要

件として一級建築士、施工管理技士、エネルギー管理士などの7種類のいずれかの資格を 要件とする者という形で、当初案では記載しておりましたところ、エネルギー管理業務を 行う上で、一級建築士や施工管理技士によってエネルギー管理が可能なのかという御意見 をいただきました。これについて当方で検討しまして、本業務において、現在、エネルギー管理業務を行っている資格であるエネルギー管理士の方に、実際にはやっていただいて いるところがありましたので、それだけを資格要件とすることとしました。

あわせてこの意見の中で、実施要項(案)では、エネルギー管理業務に従事した実績のある者が行う者とするように規定しているところですが、従事した実績がわかる証明書の提出について義務づけされていないという意見がありましたので、そこは御意見のとおり、従事した実績について判断するための証明書の提出を義務づけるという形にさせていただいております。

以上が、本業務への意見書提出を受けた実施要項の修正内容となっております。 おおむね以上のような形になります。

○稲生副主査 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました本実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますけれども、先生方、いかかでしょうか。 石村先生、よろしいですか。

- ○石村専門委員 実施要項の14ページの「測定指標」のところに「回収率」は【職員数の10%以上】と書いてあるのですけれども、46ページに職員数が記載されていて、そうすると、東京港湾合同庁舎で1,100名の方がいらっしゃる。それの10%以上というと100名以上の方からアンケート回収という形になりますよね。前回は結局、50名か60名でしたよね。
- ○土田課長 はい。5%ということです。
- ○石村専門委員 これは確認なのですけれども、それを業者の方にやっていただいて、100 名以上回収しないとだめですよという形の要件なのですか。
- ○土田課長 これは、税関の我々の方で実際に職員に対してアンケートを投げて、我々の方で回収しようと考えておるところなのです。
- ○石村専門委員 業者の方にやっていただくのではなくて、東京税関が自主的にメールとか紙で投げて10%以上を回収する。これは、業者の評価には影響しないということでよろしいのですか。要は、先ほどの回答の不満度が20%未満というのは評価対象にするけれども、回収率が10%以上は評価しないということでよろしいのですか。
- ○土田課長 そこは、10%の職員を対象にアンケートを投げまして、回収して、回収した ものの中の回答を見ていったところで、その20%なりというのを評価しようと考えており ます。
- ○石村専門委員 だから、14ページの表の「測定指標」の書き方からすると、要は、業者の人が実施して、職員の人が10%以上を回収しないといけませんよと。さらに、10%回収した上で、その不満率は20%未満に抑える形でないと、プラスの評価にはなりませんよと

いうふうには読めるのですけれども、そうではなくて、今のお話だと税関が自主的に10%以上を目標にして実施されて、10%の目標はするけれども、回収の責任といったらおかしいのですが、税関自身がやられているので業者の責任ではなくて、あくまでも税関の責任でやられて、その中で20%未満を業者の評価対象にするという意味で書いてあるということなのですか。

- ○土田課長 そうです。
- ○石村専門委員 わかりました。ありがとうございます。
- ○稲生副主査 ですから、14ページの測定指標のところの施設利用者のアンケートの不満度のところは結構かもしれませんけれども、回収率のところは下の米印に落とし込んだほうがいいかもしれないです。一番上のところで「当施設の職員を対象に」の後のどこかに「職員数の10%以上を目途に」とか、こういうふうに※印のところに入れ込んでやったほうが、これを見て、業者が自分たちでやるのだなと思ってしまう可能性もあるので、そういう場所を変えるだけで大分見え方が違うと思います。
- ○土田課長 承知しました。そこは誤解のないように修正させていただきたいと思います。
- ○石村専門委員 ありがとうございました。
- ○稲生副主査 ほかにいかがでしょうか。

それからアンケートについて、今回は不満度ということで、実は市場化テストで不満度を見るというのが今まで余り我々の経験になくて、確かに前回の委員会で一部の委員からそういう話があって、むしろこの5項目でやるのだったら、不満度でやってしまうのも手かもしれないという御発言を受けていたと思うので、全く否定する話ではないのですけれども、例えば、これは真ん中の「普通」がある意味では、いたずらしていると思うのですから「普通」を抜かして、4つの足でやるという手もあったかもしれないのですけれども、それはやりにくいのですか。今まで5項目でアンケートをとってきたものですから、それをいきなり4項目で、要は「普通」をなくしてしまうということで、上の2つの合計が70%以上というのもあったのかなと思うのですけれども、そこら辺はどういう議論があったのかなと思ったのですが、要はアンケートの形式を変えずにいたいとお考えなのでしょうか。〇土田課長 いろいろなアンケートがあると思うのですけれども、前回の評価をいただいたところでは「普通」にすると、どうしても集中するということだったのですけれども、一般的にある中で「普通」という項目というのは大概よく見るところもあったということ、前回もやっていたというところで、その5つの項目はこのままにしておいて、評価する項目を逆に今回は考えたというところでございます。

○稲生副主査 わかりました。

確かに回答するほうからすれば、今までと全く同じ質問形式でニュートラルに答えられるという意味ではいいのかなと思っていまして、どこでとるのか、いいほうでとるのか、 悪いほうでとるのかということかと思いますので、これでやってみてもいいのかなという ふうには思っております。 ほかの先生方、御意見があればまたおっしゃっていただければと思いますけれども、あと、先ほど丁寧に御説明いただいて納得はしておるところでございますが、大井出張所と晴海庁舎を今回は加えるということで、経緯も含めて細かく御説明をいただきました。現行対象者、他の業者も含めて幾つか聞いていただいて、これだけ追加されて規模が増えると参入障壁の心配が出てきて、我々も最初は心配していたのですけれども、これはもう大丈夫そうだということで、改めての確認ですけれども、大丈夫そうだということでございますね。

- ○土田課長 はい。
- ○稲生副主査 わかりました。

私からは以上です。ほかに先生方、いかがでしょうか。清水先生、何かございますでしょうか、よろしいですか。

- ○清水専門委員 特にありません。
- ○稲生副主査 よろしいですか。
- ○石村専門委員 はい。
- ○稲生副主査 それでは、実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。
- ○事務局 回収率について1点修正があると思います。それを確認した上で、監理委員会 に報告するという形でよろしいでしょうか。
- ○稲生副主査 よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○稲生副主査 それで結構かと思います。

それでは、本実施要項(案)につきましては本日の審議を踏まえて、先ほどの修正事項ですけれども、事務局と調整をいただいた上で、検討をいただきまして、事務局を通して各委員の先生方に確認いただいた上で、これを議了とする方向でよろしいですよね。

- ○事務局 はい。
- ○稲生副主査 そうする方向で調整を進めていきたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項が ございましたら事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各 委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(財務省東京税関退室・環境省入室)

〇稲生副主査 続きまして「環境保全普及推進事業」の実施状況及び事業評価(案)について審議を行います。

最初に、実施状況につきまして、環境省大臣官房政策評価広報課広報室稲玉室長補佐より御説明をお願いしたいと存じます。説明は10分程度でよろしくお願いいたします。

○稲玉室長補佐 環境省広報室の稲玉と申します。本日はありがとうございます。どうぞ

よろしくお願いいたします。

概要の説明につきまして、広報室の甲斐のほうから御説明をさせていただきます。 〇甲斐係員 環境省広報室の甲斐と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 時間も限られておりますので、かいつまんで御説明させていただきます。

まず「(1)事業概要」ですが「エコライフ・フェア2015実施業務」です。「(2)契約期間」は今年の3月2日から8月31日までです。「(3)民間事業者」は株式会社JTBコミュニケーションズでございます。「(4)事業者決定の経緯」につきまして、入札説明会には8者の参加がございました。その後、提案書を提出したのが3者でした。そのいずれも評価基準を満たしており、2月5日に開札を実施いたしまして、総合評価で行い、JTBコミュニケーションズが受託者となったという次第でございます。

続きまして、「2.確保すべき質の達成状況」についてです。次のページの下に表が並んでおりますが、おおむね問題なく達成されたのではないかと思っております。

- 「3. 民間事業者の創意工夫の発揮状況」についてです。イベント開催までは3月から6月までの3カ月という短いスケジュールでございましたが、全体スケジュール調整、出展調整、広報・広告、運営、全てにおいて適正に実施されたと思っております。
- 「(2)評価」ですが、エコライフ・フェアはテーマが毎年異なっており、そのテーマに沿ったイベント実施を行っているため、民間競争入札導入の前後で、民間事業者の創意工夫の発揮の状況の変化を比較することは難しいですが、エコライフ・フェア2015の実施にあたりまして、例えば有機栽培の野菜や加工品を販売するエコマルシェなどの提案を民間事業者から受け、取り入れました。そうしたことにより比較的来場者の少ない朝の時間帯において、集客効果があったのではないかと考えております。そのほかにも移動水族館を出展することにより、来場者の動線を会場の奥、人が少ないスペースまで導くと同時に、会場のスペースを最大限発揮することができたと考えております。そうしたところから民間事業者の創意工夫が適切に発揮されたと判断しております。
- 「4. 実施経費の状況」でございます。これは(1)に書いておりまして、契約額のほうですが、3,583万1,160円となっております。次のページに、税抜き後の表を比較として下に記載しておりますが、民間競争入札の導入前と比べて、約60万円の削減効果が生じているという状況でございます。
- 「5. 競争入札の状況及び評価」についてです。冒頭に御説明したとおり、民間競争入札に8者、提案書提出が3者でございました。そのほかにも来場者満足度や出展者数について高い水準を保っており、導入前と同等以上のサービスの提供がなされ、経費の削減もしている状況でございます。また、3者の応札があって、競争性は問題なく保たれているかと思います。
- 「6. 総評」ですが、以上で挙げたとおり、実施状況はおおむね適切に達成したのではないかと思料しております。本業務につきましては、市場化テストを終了する基準を満たしており、今後は市場化テストを終了し、環境省の責任において行うこととしたいと考え

ております。

最後になりますが、参考資料「昨年度実施経費の記載漏れについて」です。昨年度の報告において、実施経費に記載漏れがございました。正誤については表のとおりなのですが、税抜き後の表が裏に記載しておりますが、昨年度につきましても、今年度と同様、民間競争入札導入前より約60万円削減しているという状況でございます。以上をお詫びとともに御報告させていただきます。

以上で、簡単ではございますが、環境省からの報告とさせていただきます。

○稲生副主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価(案)について、内閣府より説明をお願いします。説明は5 分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、エコライフ・フェア2015実施状況につきまして、事務局から報告いたします。

まず「I 事業概要等」につきましてですが、こちらは環境省の御報告と重複いたしますので、割愛させていただければと思います。詳しくは1ページの表のところをご覧いただければと思います。

めくっていただきまして「Ⅱ 評価」でございます。環境省からも御報告がありましたとおり、それぞれの質であります実施計画、スケジュール表に沿って作業を行うこと、来場者を6万5,000名程度確保すること、アンケートの満足度80%以上を確保すること等々という質を定義しておりますが、いずれも適切に実施されたというところでございます。

そして、3ページ目の「(2)民間事業者の創意工夫の発揮状況」でございますけれども、こちらは事業者の提案によりまして、ベロタクシーでありますとか、移動水族館、有機栽培の野菜・加工品を販売するエコマルシェ等々、新しい企画を導入していただきまして、民間事業者の創意工夫が発揮されているものと認められます。

- 「3 実施経費についての評価」についてですが、こちらは消費税を抜いた後の比較ですと、環境省から報告がありましたとおり、約63万円、率にして1.9%の削減効果が認められたところでございます。
- 「4 評価のまとめ」でございます。この事業についてですが、まず、質につきまして、目標を上回る来場者を確保するなど、おおよそ適切に実施されているものと評価ができます。また、短い準備期間でありながらも新しい企画を実施するなど、民間事業者の創意工夫も発揮されています。経費につきましても、1.9%で63万円程度の削減効果が認められております。入札につきましては3者の応札が得られておりまして、競争性の改善が図られたというところも評価できます。
- 「5 今後の事業」についてです。今回、この事業につきましては3期目でございますが、①実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また、法令違反行為もないこと、②今後につきましては、環境部局内に設置予定の外部有識者で構成される委員会において、実施状況のチェックを受ける予定であるということ、③入札において3

者の応札があり、競争性が確保されていること、④確保されるべき公共サービスの質において、全ての目標が達成されていること、⑤経費削減において、従来経費から削減率1.9%の効果を上げたというところでございます。

以上をもちまして、事務局の意見といたしましては、本事業につきましては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

事務局からの報告は以上でございます。

○稲生副主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)につきまして、御質問、御意見のある委員の方は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

今回、とにかく競争性も発揮されておりますし、アンケート結果も「普通」が入り込んではいるものの「まあまあ良かった」で80%ということで、目標を達成しているということもございますし、経費も実質は横ばいと見るほうが適切かと思いますけれども、昨今の人件費の上昇というのを鑑みれば、効率的に行っているのではないかと考えておりまして、そういう意味ではいただいた御案と事務局の御案のとおり、今期をもって市場化テストを終了するというストーリーに私は特に異論がございませんが、先生方、いかがでしょうか。〇清水専門委員 私も特に異存はございませんが、参考に、来場者数というので今回は6万5,000人を目標に掲げて11万人とかなりの人数が来ているのですけれども、ちなみにその前からの推移というか、前回とか前々回というのは何人ぐらい来られたのですか。

- ○稲玉室長補佐 昨年ということですか。
- ○清水専門委員 はい。
- ○稲玉室長補佐 昨年は約2万6,000人で、かなり台風のような荒天でした。
- ○清水専門委員 天気の関係ですか。
- ○稲玉室長補佐 はい。

今年は天気にも恵まれ、また、メインステージに若者に人気な方達を呼んで、イベントが始まる前から待っているというぐらいの盛況ぶりでした。天気と出演者、イベントの中身を充実させた結果、来場者がかなり増えたのではと考えます。

- ○清水専門委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○稲生副主査 石村先生、いかがですか。
- ○石村専門委員 私は、いいです。
- ○稲生副主査 結論的にはよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○稲生副主査 分かりました。

それでは「環境保全普及推進事業」の事業の評価(案)等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

- ○事務局 ございません。
- ○稲生副主査 それでは、事務局におかれましては本日の審議を踏まえて、事務局から監理委員会に御報告いただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(環境省・傍聴者退室)